

各種予防接種のお知らせ

保健だより

定期予防接種は、公費でできる対象年齢が決まっています。表の年齢のお子さんがある方は、母子健康手帳の各予防接種の欄を確認しましょう。

問 健康増進課（保健福祉センター内） ☎25 - 2100（受付時間：午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日を除く）

予防接種の種類		
生後12カ月未満のお子さん	B型肝炎	1回目と2回目は、27日以上、1回目と3回目の接種は139日以上間隔をあけて接種をしましょう。接種間隔に注意し、1歳の誕生日前日までに3回目の接種をしましょう。
	小児肺炎球菌・ヒブ	開始月齢によって接種回数異なります。生後2カ月を過ぎたら、早めに接種を開始しましょう。
	四種混合	生後3カ月を過ぎたら、早めに接種を開始しましょう。
	BCCG	標準的には、生後5カ月から生後8カ月の期間に1回接種です。1歳の誕生日前日までに接種をしましょう。
1歳以上3歳未満のお子さん	麻しん風しん混合第1期	1歳の誕生日を迎えたら早めに接種しましょう。2歳の誕生日前日までに接種しましょう。
	水痘	1歳になったら早めに接種しましょう。2回目の接種は、標準的には1回目の接種から6カ月以上から12カ月までの間隔をあげ、3歳誕生日前日までに接種しましょう。
	小児肺炎球菌・ヒブ・四種混合	追加接種の時期を確認しましょう。
5歳半未満のお子さん	小児肺炎球菌・ヒブ	接種完了しているか確認しましょう。
年長の歳に該当するお子さん	麻しん風しん第2期	今年度対象の方々は平成29年4月に予診票を郵送しました。平成30年3月31日(土)までに接種しましょう。
7歳半未満のお子さん	四種混合・日本脳炎第1期	四種混合の第1期・追加、日本脳炎の第1期(3回)が完了しているか確認しましょう。
9歳以上13歳未満のお子さん	日本脳炎第2期	9歳の誕生月の翌月に予診票を郵送します。13歳の誕生日前日までに接種しましょう。日本脳炎第1期が完了していない方はご相談ください。
11歳以上13歳未満のお子さん	二種混合第2期	11歳の誕生月の翌月に予診票を郵送します。13歳の誕生日前日までに接種しましょう。
平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方	日本脳炎	第1期(3回)・第2期(1回)が完了していない方は、20歳まで接種することができます。予診票がない方は、母子健康手帳を持参の上、健康増進課までお越しください。
65歳以上の方	成人肺炎球菌	今年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方が対象です。対象者には4月下旬に予診票を郵送しました。予診票の再発行は健康増進課までお問い合わせください。
	高齢者インフルエンザ	65歳以上の方および60歳以上の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方が対象。対象者には9月中旬に予診票を郵送しました。予診票の再発行は、健康増進課までお問い合わせください。

11月のみらい健診②日程表

みらい健診当日は被保険者証（健康保険証）を必ずお持ちください。

実施日	会場・受付時間	
	午前9時30分～11時	午後1時30分～3時
11月	8日(水)	小絹コミュニティセンター*
	9日(木)	
	10日(金)	板橋コミュニティセンター
	12日(日)	保健福祉センター
	13日(月)	
14日(火)	きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館	

*印の会場は、駐車スペースに限りがあり確保が難しいため、車でのご来場はご遠慮ください。

まだ医療機関で受診していない方はぜひ、集団検診で受診してください。

「肝炎ウイルス検診医療機関無料受診券」を郵送しました。

「肝炎ウイルス検診医療機関無料受診券」を郵送しました。

大腸がん検診、肝炎ウイルス検診無料対象者には、5月に「大腸がん検診医療機関無料受診券」を郵送しました。

大腸がん検診・肝炎ウイルス検診無料対象者

定表をご覧ください。

報10月号または健康管理予定表をご覧ください。

報10月号をご覧ください。

報10月号をご覧ください。

報10月号をご覧ください。

報10月号をご覧ください。

報10月号をご覧ください。

11月のみらい健診②のお知らせ

問 健康増進課がん対策室 ☎25 - 2100

今年のみらい健診②（予約なし）は、11月が最後になります。まだ、健康診査・がん検診を受けていない方は、ご注意ください。

※健診当日は被保険者証（健康保険証）を必ずお持ちください。
■健診項目（胃がん検診なし）
 ○特定健康診査・基本健康診査・後期高齢者の健康診査

胸部検診・肺がん検診（65歳以上は結核検診を含む）
 ○前立腺がん検診
 ○肝炎ウイルス検診
 ○大腸がん検診
 ○喀痰細胞診
 ○腎機能検査
 ◎このほか、心電図・眼底・貧血検査のオプション検査、社会保険加入者及び被扶養の方の特定健康診査につきましては、広報10月号をご覧ください。